

多度津町農業委員会議事録

平成31年2月20日午前8時54分より午前9時20分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|---------------------------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について(報告) |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第6号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 議案第7号 | 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定について |
| 議案第8号 | 農業経営基盤強化促進法第6条第1項に基づく多度津町農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（12名）

議長	秋山義充
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	大山島弘
4番委員	山崎義行
5番委員	斯波明美
6番委員	塩入達彦
8番委員	亀山均
9番委員	大谷泰則
11番委員	横關幹夫
12番委員	矢野和幸
13番委員	松浦俊正
14番委員	中村稔

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	塚本繁造
3番委員	大西和芳
4番委員	山地正夫
5番委員	松岡安男
6番委員	篠原壽雄
7番委員	村井文数
8番委員	松井求

欠席委員

農業委員（2名）

7番委員	香川篤
10番委員	三野敏彦

農地利用最適化推進員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	土井 真誠
農地係長	吉田 清司
主事	西岡 知美

審 議 内 容

- 事務局 それでは皆様、おはようございます。
定刻より少し早いですがおそろいですので、ただいまより多度津町農業委員会定例会を開催いたします。
開催に当たりまして、秋山会長よりご挨拶を申し上げます。
- 会長 おはようございます。
きのうあたり、四国地方で春一番、高知か引田のほうで、そういう時期になりました。ことしは暖かく、きょうあたりも3月並の暖かさといえますか、めっきり春ということでございますが、委員の皆様方には農作業を含めて大変忙しい時期になってまいりましたので、ご出席いただきましてありがとうございます。
それでは、早速ではございますが、開会いたしたいと思います。よろしくご審議をいただきたいと思います。
- 事務局長 ありがとうございます。
それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。本日は12名の委員さんのご出席を賜っております。香川委員さん、三野委員さんから所用のため欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。
次に、本会議の成立でございますが、出席委員は14名中12名でございますので、多度津町農業委員会規則第6条でございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。
それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に、会長は議長となり、議事を整理することになっておりますので、秋山会長にお願いをいたします。
- 議長 それでは、議事日程に従いまして進めさせていただきます。
まず、署名委員の選出でございますが、例によりまして私のほうより指名させていただきます。11番の横關委員さん、12番の矢野委員さん、よろしくお願ひします。
それから、昨日の小委員会の報告のほうですが、例によりまして農業委員の横關委員さん、よろしくお願ひします。
- 11番委員 改めましておはようございます。
そしたら、早速ですけど、昨日行われました小委員会の報告をさせていただきます。
昨日9時から開催されました。出席者としましては、秋山会長、土田、大島副会長、事務局から土井事務局長、吉田さん、西岡さんと、当番委員であります大西推進委員さんと私とで行いました。
議案に関しましては、議案第2号が3件、3号が1件、4号が1件、計5件の現地確認をいたしました。こちらに帰ってきまして、議案1号と2

号と5号、これは書類のほうの確認と審査ということで、西岡さんの説明のもとに小委員会で承認確認ということでさせてもらいましたが、特段に大きな問題点はないと思いますけど、あと書類関係で若干わからない点がありますので、きょうの定例会はそちらのほうの説明もしていただけると思いますので、特段こういった問題点はないかと思っておりますので、きょうの定例委員会で皆様のほうの承認をよろしくお願いいたします。

以上で小委員会の報告を終わらせてもらいます。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題といたします。お願いいたします。

事務局

議案第1号をごらんください。

【議案第1号1番から4番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番と2番につきましては、議案第2号1番で農地法第3条にて所有権移転売買予定となります。

番号3番につきましては、借り手を変更し、機構を通して貸借予定です。

番号4番につきましては、以前利用権で設定した地番を両者とも誤解をしていたので、今回解約をしました。

以上です。

議長

議案第1号、報告案件ということでございますが、よろしいでしょうか。

(なし の声あり)

ということで、議案第1号、ご理解いただきたいと思っております。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第2号をごらんください。

【議案第2号1番から3番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番と2番の理由につきましては、譲り渡し人は農業を廃止としており、譲り受け人は経営規模の拡大となります。

番号3番の理由につきましては、譲り渡し人は労力不足としており、譲り受け人は経営規模の拡大となります。

また、番号2番の●●●さんは1月の定例会にて●●●さんと●●●●●さんの使用貸借権の解約の報告をさせていただいた●●●さんの長女になり、休日には一緒に農作業をしているようです。農業会議に確認をしたところ、農地法第3条は世帯で考えますので、要件である下限面積についても問題ありません。

以上3件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、

農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思います。

ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第2号、承認といたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。お願いいたします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として、資材置き場となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成31年4月30日、工事完了が平成31年8月30日の予定となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費で50万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

以上1件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

皆様のほうからご意見等がございましたらお願いします。

熊手八幡さんの裏のほう。

4番委員

●●●●やろ。

事務局

そうです。

議長

ほかにごございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

事務局長 続きます、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。お願いします。

事務局長 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

【議案第4号1番について 議案書を基に朗読】

事務局長 補足ですが、平成29年9月19日付で駐車場用地で許可を受けた申請につきましては、●●●●●●●●が許可を受けております。また、今回グループホーム建設に伴う申請者は、●●●●●●●●が行うので特段問題はありません。

議長 以上です。

6番委員 塩入さん、地元でご案内のとおりかと思うけど。

6番委員 この案件は、去年かな、10月に申請は駐車場にしとんで、それも気にはしとんで、僕も●●●●●●さんに時たま会う機会があったもんで、早う駐車場やったらせんといかんと違いますかと言ひよったら。それから造成もせんし、そのままほったわけです。それではちょっとおかしいから、期限が来て、計画変更になるんだったらしてくださいって、一、二遍、会う度にそう言ひよったんです。

議長 ああ、そうですか。

6番委員 あんだけ駐車場で広げとったけど、実際はその横にも大きいところを確保しましたんで。

議長 そうそう。

6番委員 要らんとするんやけど、こういうのをつくるというのが目的やったんかなと思ふんやけども。

議長 何回も申請出して、全部●●●●●●ばかりやりよるとするんや。

6番委員 これは、経営母体言うんかな、名前は●●●●●●と言ひよる。

議長 今、事務局が言うように、29年から。

6番委員 もうちょっと計画を早うに出しとかないかんかったんやな。いつまでに終わりますというまでに、変更するんだったら、出さないかんと思ふ。

議長 30年8月よりもっと前に。

6番委員 こういうのは、私が思うんは、許可した以上は農業委員が見よらないかん。

議長 そりゃそうよ。大体1年以内にはな。

6番委員 この辺の古い分はようけありますわ、農転をしとってからいまだに家が建ってないとかね。

議長 そんなんもやっぱりちょっと目を通しとかないかんのかなと思ふんやけど。

議長 それは塩入委員さんの言うとおりの。

ており、農業委員会において意見聴取することになっています。香川県農地機構から、右側の欄に記されている借り手へ貸し付けをいたします。農業委員会の承認を得ますと、2月22日より公告縦覧となります。

以上です。

議長 資料のとおりで、皆さんのほうから何かございませんか。
特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第6号を承認することにご異議ございませんか。
(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第6号を承認いたします。
(●●委員着席)

議長 ●●さんが帰られたので、次に進めさせていただきます。
それでは続きまして、議案第7号 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定についてを議題といたします。お願いいたします。

事務局 議案第7号 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定について。
●●●●●●●●●●●●●●より、2月27日で5年間の有効期限が切れるので、更新のため、農業経営改善計画が町へ提出されました。農業委員会に意見を求められていますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
主な変更点といたしまして、5年に1回の更新で5年後の36年の目標値になっております。経営面積拡大に伴い、高性能な農業機械導入、利用により作付面積も増え、水稻、麦の効率的な生産に努めます。また、一番下の欄に機械、施設名を記入しているところをごらんください。一番上の農業用倉庫1舎、トラクター57馬力を1台、フォークリフトを1台増やします。また、下から4段目の逆転ロータリーを1台、麦播種機を1台、田植え機を1台増やす予定となっております。

こちらからは以上です。

議長 説明がございましたが、皆さんのほうから何か。
(なし の声あり)

議長 なしということで、議案第7号については、異議の無い旨回答することにご異議ございませんか。
(異議なし の声あり)

議長 ご異議が無いようでありますので、議案第7号は異議の無い旨回答することを決定いたしました。

続きまして、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第6条第1項に基づく多度津町農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局 議案第8号をごらんください。
多度津町農業経営基盤強化促進基本構想の変更についてご説明いたしま

す。

お手元の新旧対照表をごらんください。

今回の変更は、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴って行うものです。

今回の改正は、主に1点のみあります。

15ページ右側(8)同意、2段落目をごらんください。

「ただし、複数の共有に係る土地についての利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る)の設定または移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。」とありますが、こちらの5年が20年に変更になります。今までは、共有の農地に利用権等を設定する場合は、共有持ち分を有する者の同意が2分の1を超えた場合、5年を超えない範囲で利用権を設定できましたが、これが20年に延長されました。修正点は以上でございます。農業委員会の意見を求められておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局が言われるように、委員会のご意見をということですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(なし の声あり)

議長

特段ないということで、議案第8号を承認ということによろしいでしょうか。

(異議なし の声あり)

議長

そしたら、異議なしということで、議案第8号承認ということで決定いたします。

議長

続きまして、その他、お願いいたします。

事務局長

それでは、事務局より来月の予定につきましてご報告いたします。

3月の小委員会は、19日火曜日の午前9時から第1会議室で行います。当番委員は、12番矢野委員、推進委員4番の山地委員にお願いをいたします。

定例会は、翌20日水曜日の午前9時からこの第1会議室で行います。来月の署名委員さんは、13番の松浦委員、14番の中村委員、4番の山崎委員のうち2名の方をお願いをしたいと存じますので、よろしくをお願いをいたします。

事務局からは以上です。

議長

議事日程は以上でございますが、全体を通しまして皆さんのほうから何かございましたらお願いをいたします。

(なし の声あり)

議長

特段ないようございましたら、閉会後はちょっと事務局から話がある

ということなんで、お願いしたらと思います。

全体を通して皆さんのほうから何かございましたら。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、これで閉会したいと思います。どうも長時間ありがとうございました。